

二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

(平成一四年三月三十一日法律第一九号)

一、提案理由(平成一四年三月二二日・衆議院外務委員会)

川口国務大臣 ただいま議題となりました二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、一括御説明いたします。

まず、二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案について御説明いたします。

平成十七年に愛知県で開催される予定の二千五年日本国際博覧会につきましては、国際博覧会に関する条約第十二条の規定により、開催国は政府を代表する国際博覧会政府代表を任命することになっておりますので、過去我が国において開催された国際博覧会の際における先例に徴し、二千五年日本国際博覧会政府代表を臨時措置法により設置し、その任務、給与等について所要の事項を定める必要があります。

したがって、今回提案の法律案のごとく、外務省に、特別職の国家公務員たる二千五年日本国際博覧会政府代表一人を置き、条約及び条約第二十七条の規定に基づき制定された二千五年日本国際博覧会一般規則の定めるところにより、二千五年日本国際博覧会に関するすべての事項について日本政府を代表することを任務とする政府代表の職を設けることとした次第であります。

また、この政府代表がその任務を円滑に遂行することができるよう、それぞれの関係各省庁の長が必要な国内的措置をとることが適当でありますので、法案中にその旨を規定することとしました。

さらに、本法律案においては、政府代表の俸給月額、代表の任免手続等について定めているほか、本法律案中には附則として、博覧会が終了した後、一年の期間を経過しますと失効する旨の規定を設けております。

..... (略)

以上が、法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告(平成一四年三月二六日)

吉田公一君 ただいま議題となりました両案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案について申し上げます。

本案は、平成十七年に愛知県で開催される二千五年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表を設置し、その任務、給与等について定めたものであります。

その主な内容は、
外務省に、特別職の国家公務員である二千五年日本国際博覧会政府代表一人を置くこと、
代表は、博覧会に関する事項について、国際博覧会条約の規定により、日本国政府を代表することを任務とすること、
代表の任免は、外務大臣の申し出により内閣が行い、代表が任務を終了したときは、解任されるものとする事
等であります。

……………（略）……………

以上両案は、去る三月二十日に外務委員会に付託され、二十二日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、本二十六日に質疑を行い、これを終了し、まず、二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案について討論を行った後、採決を行いました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一四年三月二九日）

武見敬三君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案は、平成十七年に愛知県で開催される予定の国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約の規定に基づき、二千五年日本国際博覧会政府代表一人を外務省に置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めるものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、愛知万博の実施態勢、市民参加に配慮した博覧会の実施、ユネスコ代表部設置の背景、在勤基本手当の基準額設定の考え方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より、二千五年日本国際博覧会政府代表設置臨時措置法案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、二千五年日本国際博覧会政府代表設置臨時措置法案は多数をもって、在外公館名称位置・給与法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。